

2026(令和8)年2月10日

宇城市手話言語条例の制定を目指します

— 尊重し合い、支え合う共生社会へ 手話と多様なコミュニケーションの未来を拓く —

市では、障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、「宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(正式名称 宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例)」の制定について、令和8年度第1回定例会に上程しました。

これまで市では、公共施設への手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者の派遣事業、手話奉仕員養成研修などを行ってきました。

今後も市民や事業者への理解促進や啓発活動、意思疎通支援の充実など、本条例の制定による事業の拡大を通して、手話を日常的に活用できる社会基盤の整備を行っていきます。

条例施行日	令和8年4月1日(令和8年第1回宇城市議会定例会提出)
基本理念	<p>1 相互理解、個性・人格の尊重 障がいの有無に関わらず、全ての市民が相互に尊重。</p> <p>2 手話の文化的価値の尊重 手話独自の言語体系と歴史的背景の理解を基本とした手話の普及。</p> <p>3 障がい者の選択と機会の確保 適切なコミュニケーション手段を選び、利用できる機会の確保・拡大</p>

問い合わせ 福祉部社会福祉課 (課長)内富 (課長補佐)高木
(担当:障がい福祉係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-0110